

第 3 回ラウンドアバウトに関する検討委員会 議事概要

【日時】 平成 26 年 7 月 16 日（水）17：00～19：00

【場所】 中央合同庁舎 3 号館（国土交通省） 1 階 共用会議室

【議事概要】

（社会実験の総括について）

- ・ エプロン部は、通過するのに多少抵抗のある形状にしないと車両が並走するようになり、安全性に問題が生じると考えられるため、検討すべき。

（想定される効果・影響について）

- ・ ラウンドアバウトのデメリットに関して、視覚障害者が横断しにくくなるのは信号交差点と比較した場合であるとの記述が必要。無信号交差点との比較ではラウンドアバウトの方が横断しやすい。

（ラウンドアバウトの考え方について）

- ・ 普通自動車未満はエプロンの通行を認められない理由を明確にすべき。
- ・ 平面交差部の中にロータリー交差点があり、ロータリー交差点のうち環道優先がラウンドアバウトである。ラウンドアバウトのうち警察が指定したものが環状交差点であるということを整理すべき。

（標識について）

- ・ 標識については、矢印がある案が進行方向が分かりやすくよい。

（その他）

- ・ 地方部の歩行者のほとんどいない国道・県道にもラウンドアバウトを導入し、ドライバーに道路状況の変化を意識付けさせるような事例を今後積み重ねてほしい。
- ・ 環道入口の交通島の形状を工夫して自然に逆走できないようにすべき。
- ・ 環道への進入角度については、自動車の A ピラー※による死角にも考慮すべき。

※フロントガラスの両端を支える支柱のこと

- ・ カーナビの音声案内を、何番目の分岐で流出するなど、カーナビメーカーにラウンドアバウトでの通行に適した案内方法を働きかけることが必要。